

氏・名の振り仮名の届の届出人資格について（注意）

届出人とは、届出人署名欄に氏名を記入（自署）する人のことです。
届出資格がないかたからの届出は受付できませんので、ご確認の上届出してください。

氏の振り仮名の届

【届出人になれる人】優先順位があります

①筆頭者

- ・筆頭者が在籍している戸籍は、筆頭者のみ届出ができます



以下は、筆頭者が除籍になっている場合のみ届出人になれます

②配偶者

- ・筆頭者が死亡などにより除籍となっている場合に限り、配偶者から届出できます

③子

- ・筆頭者および配偶者が除籍になっている場合に限り、同戸籍の子が届出できます

主な
ケース

- * 筆頭者・配偶者がともに死亡している場合
- * 筆頭者が死亡し配偶者が婚姻や養子縁組等で除籍になっている場合
- * 筆頭者・配偶者がともに養子縁組で除籍になっている場合

【届出人になれない人】

- ・上記①②③に該当しない、同じ戸籍にいない人

名の振り仮名の届

【届出人になれる人】優先順位があります

①18歳以上の本人



以下は、①以外のかたで届出人になれる場合です。

②15～17歳の未成年本人、または法定代理人（親権者）のいずれか一方

- ・本人が届出人に署名する場合は、親権者が届出人欄に記入しないでください

③14歳以下の未成年者の親権者

- （父・母・養父・養母・未成年後見人のいずれかで同戸籍かは問わない）

【届出人になれない人】

- ・本人以外の親権を持たない親族および友人等の他人
（配偶者・兄弟姉妹、祖父母、子、孫など同戸籍であってもできない）

郵送先

切り取って封筒に貼ってください→

◎封筒に110円切手（定型郵便50gまで）を貼付し、届出人の住所氏名を記入してください。

〒180-8777

東京都武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市役所 市民課 フリガナ担当